

# 日本国際情報学会誌規程

## 第1条 (目的)

1 日本国際情報学会（英文名：Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会」という）は、学会の活動成果の発表を目的に日本国際情報学会誌『国際情報研究』（英文名：The Journal of Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会誌」という）を発行する。

## 第2条 (編集委員会)

- 1 学会誌の企画、原稿の募集（依頼）及び編集のために編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、編集委員長、編集委員長代理各1名、および編集委員若干名によって構成される。
- 3 編集委員長は、会長、副会長、理事の中より理事会が選任する。
- 4 編集委員長代理は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会が選任する。
- 5 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

## 第3条 (執筆者の資格)

- 1 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は公募及び依頼とする。
  - (1) 会員
  - (2) 会員を筆頭執筆者とする共同執筆者
- 2 前項各号に掲げる者以外の者から執筆の申し出があった場合には、編集委員会はこれを承認することがある。
- 3 会費未納者については執筆資格を停止する。

## 第4条 (原稿の要件)

- 1 学会誌に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 未発表の原稿であること。
- (2) 完成原稿であること。
- (3) 原稿の種類は、次のいずれかに該当するものであること。
  - ① 研究論文 (審査論文 : Original)
  - ② 報告論文 (自由投稿論文 : Review、研究ノート : Research Report)
  - ③ 書評 (Book Review)
  - ④ その他編集委員会が認めたもの
- (4) 論文の原稿は、表、図、写真を含め12ページ以内とすること。研究ノートその他は特に形式は定めないが、論文に準拠することが望ましく、またそのまま掲載できる完全原稿とし、400字原稿用紙で20枚以内とする。ただし、編集委員会が、特別の事由を認めたときはこの限りではない
- (5) グラフを含む表、図、写真は、そのまま製版できるように作成すること。
- (6) 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とすること。

2 年度における投稿は、研究論文、報告論文、及び書評で各2稿以内、または合計3稿までとする。ただし共同執筆は、この数に含まない。

## 第5条 (原稿の採択)

- 1 執筆原稿が学会の主旨及び第4条・第7条に規定する原稿の要件・形式に合致しないとみとめられる場合には、不採用とする。また不採用になった原稿の執筆者は、結果に対する異議申し立てをできないものとする。
- 2 投稿原稿の採否は、以下の(1)から(5)の細則に従い、各分野の専門家（レフェリー）に投稿原稿の審査を依頼し、その意見をもとに編集委員会で審議し、決定する。
  - (1) 投稿原稿は、まず編集委員会において、その内容について第一次審査を行う。
  - (2) 第一次審査にパスした原稿は、匿名でレフェリーに送られ、審査を受ける。レフェリーからの審査意見は、編集委員長に伝達される。
  - (3) 投稿原稿は、レフェリーの審査意見をもとに編集委員会で審議し、採否を最終決定する。
  - (4) 審査にあたる、レフェリーの名前は公表しない。
  - (5) 編集委員会の判断により原稿執筆者に、内容変更の依頼を行うことがある。

## 第6条 (学会誌の発行)

- 1 学会誌は、各年度1回発行することとし、各年度の原稿募集（依頼）・執筆期限・発行期日等は、編集委員会が決定し、公表する。

## 第7条 (論文原稿の形式)

- 1 学会誌に執筆する論文原稿の形式は、編集委員会が別に定める「日本国際情報学会誌執筆要領」によるものとする。ただし、「日本国際情報学会誌執筆要領」ではその論文の真価を表現できないと編集委員長が認めた場合は、別途編集委員会が定めた形式による。

## 第8条 (論文等の転載)

- 1 学会誌に掲載された論文の転載は、その学会誌発行後半年を経過していない場合は、編集委員会と協議し、承諾を得るものとする。
- 2 転載論文等には、学会誌に初出した旨を付記するものとする。
- 3 論文等、学会から発行される著作物の権利は、学会に帰属する。

## 第9条 (校正)

- 1 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
- 2 前項の規定に反し、執筆者が校正時に大幅な訂正を行い、学会誌の発行に重大な支障をきたすおそれがある場合には、第5条第1項の規定を準用する。

## 第10条 (原稿料)

- 1 原稿料は、会員以外の者への依頼原稿を除き、無料とする。

## 第11条 (改廃)

- 1 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会が行う。

## 附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

平成17年5月 第5条を改定する。

平成21年12月 第1条を改定する。

平成22年6月 第4条、第5条を改定する。

平成 23 年 8 月 第 3 条 2 項、第 4 条 2 項を追加する。

平成 25 年 2 月 第 8 条 3 項を追加する。

初回 平成 15 年 8 月 30 日理事会決定

第 6 回改定 令和 6 年 9 月 10 日理事会決定